

令和3年度
改訂版

出漁の手びき

物部川漁業協同組合

〒782-0016 高知県香美市土佐山田町山田1865番地 TEL 0887-53-3224 FAX 0887-52-0100
URL <http://monobegawa.sakura.ne.jp> E-mail: monobeayu@snow.ocn.ne.jp

あゆ・あまご・こい・うなぎ・もくずがに（つがに）

1 操業上の注意事項

- ①操業中は、漁券を確認しやすい位置に装着し、監視員の求めに応じて提示すること。なお、漁券は他人に貸与できない。
- ②規則に違反した場合は、操業を中止して、その後の操業を拒否することがある。この場合既に納付した遊漁料は払戻しない。
- ③漁場にロープを張ったり、テントを設置するなど独占することは認められない。
- ④杉田えん堤から下流において、えさ釣りは周年、よこ掛け（しゃびきを含む）は5月15日～9月30日の間は禁止となっています。
- ⑤全長15cm以下のあまごの採捕は禁止となっていますので、全長15cm以下のあまごが釣れた場合はすみやかに元の川に逃がしてください。

2 漁法上の制限

- ①玉じゃくり漁、と網、なげ網漁においては水中眼鏡（「がんめん」を含む。）を併用してはならない。水中眼鏡：顔に装着して水中に顔を沈めた場合、水が浸入してこないような形状のものは、水中眼鏡である。（顔に密着する構造のものは水中眼鏡）
- ②なげ網を長時間そのまま放置し、建網のように操業してはならない。また、なげ網は長さ23m以内、高さ75cm以内の制限があります。
- ③友釣り（ルアー釣りを含む）は、ハリスの長さ20cm以下とし、使用することの出来る鉤数は4本以下とする。

3 夜間操業について

- ①あゆ網漁（と網、なげ網）における夜間（日没から日の出までの間）操業は、全面禁止。

4 友釣り、ぎじ釣り専用区（期間限定）

- ①支流上葦生川中、物部川との合流点から物部町安丸えん堤上流端までの区域は、7月1日～8月31日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ②物部川中、物部町日の出橋から上流津々呂第1トンネル西入口にかかる吊り橋上流端までの区域は、7月1日～8月31日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ③野市町仁尾島から下流県庁掘の上端に至る区域は、5月15日～9月30日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。

5 操業の制限区

- ①物部町別府落合取水せきから上流政ヶ谷出合いまでの間は、あゆ、あまご漁において周年、友釣り、えさ釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ②中学生以下の者以外は、香北町日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川（河ノ内川）右岸及び左岸に設置された漁場標示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間は、3月1日～8月31日の間、あゆ、あまご漁の操業を禁止。また、中学生以下の者は7月15日～8月31日の間、あゆ金突漁が可能。
- ③杉田えん堤から下流の区域において、ぎじ釣り（毛ばり釣り、ルアー釣り）により採捕したあまごは、9月1日から翌2月末日までの間は再放流するものとする。また、同区域において3月1日～8月31日の間は、えさ釣りも可能。

◆もくずがに（つがに）

許可の条件

採捕区域	物部川全域
採捕期間	9月1日～11月30日まで
採捕方法（漁具）	かに籠（縦横高さを加算した寸法が150cm以下のもの）5個以内
採捕禁止の区域	裏面漁場図参照
許可証の装着	漁券とは別途に組合の発行する許可証をかに籠毎に装着しなければならない。

その他の注意事項

かに籠許可証の発行について	- 発行手数料は、かに籠1個につき500円とする。 - 許可証の発行は組合事務所のみとする。 - 許可証の発行については、漁券の確認が必要ですので持参して下さい。 - 許可証の流出等による再発行は組合事務所に申し出てください。
違反漁具への対応	許可証を装着していないかに籠については、川の中から撤去することを原則とする。
使用した餌（えさ）の処理について	かに籠に使用した餌は各自が責任をもって処理することとする。餌の不法投棄をなした者については、その後の採捕承認を行わないことがある。
操業マナーについて	他の漁業に迷惑になる操業は、慎んでください。

●**体長制限** 次にあげる魚・もくずがには解禁中であっても採捕してはならない。

あゆ	うなぎ	こい	あまご	もくずがに（つがに）
10cm以下（全長）	21cm以下（全長）	15cm以下（全長）	15cm以下（全長）	5cm以下（甲幅）

●遊漁料金

※遊漁券を紛失されても再発行はいたしません。あらためてご購入ください。
※現場にて監視員から購入の場合は1,000円加算となります。

対象魚種	遊漁券の種類	料金	備考
あゆ	年券	7,000円	20歳以下の方の釣り券は組合事務所でのみ発行しています。年齢の確認ができる免許証、保険証等を持参してください。
	日券（釣り券のみ）	2,000円	
	玉じゃくり（年券のみ）	7,000円	
	網	11,000円	
	女性（釣り券のみ）	3,000円	
あまご	21歳～25歳までの者（釣り券のみ）	3,000円	9月1日から翌2月末日の間のあまご遊漁に限り年券3,000円。
	特老（70歳以上）（釣り券のみ）	3,000円	
こい	肢体不自由者（釣り券のみ）	3,000円	
	中学生以下の者を除く20歳以下の者	500円	
うなぎ	中学生以下の者	無料	
共通漁券につき対象魚種のすべてにつき利用できます。			

対象魚種	遊漁券の種類	料金	備考
もくずがに	年券	3,000円	組合事務所でのみ発行とする。
	肢体不自由者 70歳以上の者	1,500円	
	中学生以下の者	無料	
	あゆ・うなぎ・こい・あまごに係る年券を購入している者	免除	

●宿泊所

高知黒潮ホテル	野市町東野1630	0887-56-5800
夢の温泉 宝井荘	土佐山田町宮ノ口364	0887-52-2334
天然の湯宿 龍河温泉	土佐山田町佐古敷430-1	0887-53-4126
ビジネスホテルダイワ	土佐山田町東本町1-5-1	0887-52-1123
べふ峡温泉	物部町別府452-8	0887-58-4181
かとり	野市町東野1955-2	0120-153133

●物部川漁協遊漁券取扱店

ファミリーマート土佐山田談議所店	土佐山田町	0887-57-6505
野村釣具店	野市町	0887-56-0225
刈谷食堂	南国市	088-864-2784
松尾つり具店	南国市	088-863-0690
おかばやし（有）香北店	香北町	0887-57-1441
大西理容店	香北町	0887-59-2871
勇にいの店	物部町	0887-58-4867
山崎商店	物部町	0887-58-2024
べふ峡温泉	物部町	0887-58-4181
オオツ釣具店	高知市	088-866-5960
小松網店	高知市	088-882-0495
フィッシングハヤシ	高知市	088-831-8888
岡林釣具店 上町店	高知市	088-823-0091
岡林釣具店 土佐道路店	高知市	088-844-2200
釣道楽	高知市	088-872-5558

◆あゆ・あまご・こい・うなぎ

許可の条件

漁法の名称	漁業の方法	区 域	期 間
あゆ 漁 業	徒手採捕 すくい網 さお漁 (友釣りを含む)	杉田えん堤から下流	※ 5月15日～9月30日まで (AM5時)
		杉田えん堤から上流	7月1日～12月31日まで
	えさ釣り	杉田えん堤から上流	8月1日～12月31日まで
	よこ掛け (しゃびきを含む)	杉田えん堤から上流	7月1日～12月31日まで
		高知工業高等専門学校前の物部川左岸及び右岸 に設置した標柱を見通した線より下流の区域	※ 規定に基づき延長した期間
	玉じゃくり	杉田えん堤から上流	8月1日～12月31日まで
	と 網 な げ 網	杉田えん堤から下流 (ただし、戸板島橋から下流300mまで及び 南国市岡西の新物部川橋の上流300mから 下流200mまでの区域は年間操業禁止)	※ 6月20日～9月30日まで (ただし、夜間(日没から日の出ま での間)操業は全面禁止)
		杉田えん堤から上流 (ただし、なげ網は永瀬えん堤から上流の区 域は年間操業禁止)	8月1日～12月31日まで (ただし、夜間(日没から日の出ま での間)操業は全面禁止)
	金 突	日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河 ノ内川)右岸及び左岸に設置された漁場標 示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に 架かる日ノ御子橋下流端に至る間	7月15日～8月31日まで (中学生以下の者のみ操業可)
あまご 漁 業	すくい網 さお漁 (ぎじ釣りを除く)	物部川全域	3月1日～8月31日まで
	ぎじ釣り (毛針釣り及び ルアー釣り)	杉田えん堤から下流 (ただし、9月1日～翌2月末日までは採捕したものは再放流)	周 年
		杉田えん堤から上流のうち、横山川の行者谷合流点から 下流及び上葦生川の南池橋から下流の区域 (ただし、9月1日～9月30日までは採捕したものは再放流)	3月1日～9月30日まで
こい 漁 業	さお漁 すくい網 と 網 な げ 網	物部川全域	1月1日～12月31日まで
うなぎ 漁 業	さお漁 すくい網 は 具 ひご釣り は え 縄 つけばり うなぎうえ	物部川全域	5月1日～9月30日まで

上記の規定にかかわらず、中学生以下の者以外は、日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河ノ内川)右岸及び左岸に設置された漁場標示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間においては3月1日～8月31日の間は、あまご漁業、あゆ漁業を行ってはならない。

※印 杉田えん堤から下流の区域におけるあゆ漁を対象とする操業の期間については、12月1日～12月31日までの期間内において延長することができる。その期間については、組合が別途定めて公表する。なお、不明の場合は組合に問い合わせのこと。